解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月二十九日開催の定時社員総会の決議により、同年八月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月四日

山口県山口市後河原一五〇番地一

社団法人山口県地方新聞協会

代表清算人　関谷　豊

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月四日

宮城県気仙沼市港町四番一九号

財団法人気仙沼労働福祉会館

代表清算人　阿部　拳兒

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月四日

大阪市中央区島之内一丁目一〇番一五号

財団法人大阪医療技術学園

清算人　緑川　正博

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月三十日の存続期間の満了をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月四日

鳥取県倉吉市和田東町字向山九一二番地

財団法人倉吉太陽霊園

清算人　藤田　将英

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月四日

広島県庄原市東城町帝釈未渡二〇二三番地

財団法人帝釈会

代表清算人　森脇　利和

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月四日

山口県周南市代々木通二丁目一二番地

社団法人周南土木協会

清算人　薩本　猛夫

配当公告

福岡県福岡市博多区吉塚四丁目一二番二五号

破産者　西興食品株式会社

右の者に対する福岡地方裁判所平成二十四年（フ）第二四六一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二八〇、二四二、七四四円

一、配当することのできる金額

金一八、八九〇、五〇四円

平成二十五年十月四日

福岡県福岡市中央区警固一丁目一二番一一号アーバンスクエア警固六階　みらい法律事務所

破産管財人　髙松　康祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市大字豊崎町字境澤頭三番地、最後の住所青森県八戸市大字豊崎町字浜坂脇二番地の二　被相続人　亡　小泉　弘行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月四日

青森県八戸市根城九丁目一九番九号　浅石法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅石　紘爾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県田村市大越町下大越字洞入四七九番地、最後の住所福島県郡山市富田町字細田八八番地の一一サンハイツ二〇一号

被相続人　亡　遠藤　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月四日

福島県郡山市深沢二丁目四番二〇号

相続財産管理人　弁護士　鈴木　康元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県西白河郡中島村大字二子塚字後山二番地、最後の住所福島県西白河郡中島村大字二子塚字後山二番地

被相続人　亡　佐藤　ミカ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月四日

福島県白河市郭内一二九番地二七

相続財産管理人　宮本　雅司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市見和二丁目二二九番地一、最後の住所茨城県水戸市見和二丁目二二九番地の一一　被相続人　亡　井上　義男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月四日

事務所所在茨城県水戸市南町一丁目三番二三号

金沢ビル四階

相続財産管理人　弁護士　植崎　明夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県幸手市大字千塚一八七一番地、最後の住所埼玉県幸手市大字千塚一八六八番地

被相続人　亡　百瀬　邦松

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月四日

埼玉県さいたま市大宮区宮町二―二八　あじせんビル四階・六階　埼玉中央法律事務所　相続財産管理人　弁護士　増田　悠作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区向島二丁目一三番地五、最後の住所埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目二六三番地四　愛の家グループホーム大宮吉野町

被相続人　亡　藤田　和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十月四日

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一一八番地一

相続財産管理人　遠藤　省吾

第４期決算公告　平成25年８月30日

東京都港区赤坂２丁目20番19号

セイリュウ・アセット・マネジメント株式会社

代表取締役社長　吉田　琢磨

貸借対照表の要旨（平成25年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	60,439
	固定資産	4,790
	繰延資産	46
	資産合計	65,275
負債及び純資産の部	流動負債	5,398
	株主資本	59,877
	資本金	95,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△40,123
	その他利益剰余金	△40,123
	（うち当期純損失）	(7,337)
	負債・純資産合計	65,275